

使用したおむつ代が令和5年
以前の申告(医療費控除)

2年目以降のおむつ代の医療費控除の 申告に必要な書類を世田谷区で発行できます

おむつ代が医療費控除の対象として認められるためには、寝たきり状態にあること及び治療上おむつの使用が必要であることについて、医師が発行する「おむつ使用証明書」が必要です。

ただし、2年目以降のおむつ代の医療費控除の申告から、以下の条件を満たした方については、「おむつ使用証明書」に代わる書類として、世田谷区が要介護認定の際に提出された主治医意見書の内容を確認した書類を発行いたします。(手数料無料)

【対象者】

以下①～③の条件のすべてに当てはまる方に発行します。なお、家族の方が申請される場合は、ご本人の介護保険被保険者証をご持参ください。

- ① おむつ代について医療費控除を受けるのが2年目以降である方
- ② 世田谷区に対して要介護・要支援認定の申請がされており、確定申告する当該年の12月31日現在に有効な認定にかかる主治医意見書が作成されている方
- ③ 主治医意見書の記載内容がおむつ代の医療費控除の要件に該当する方

確定申告でおむつ代の医療費控除を申告する際に必要な書類

< 1 年 目 > おむつ代の領収書 + 医師が発行する「おむつ使用証明書」

< 2年目以降 > おむつ代の領収書 + 医師が発行する「おむつ使用証明書」
または
区が主治医意見書の内容を確認した書類

【問い合わせ及び受付窓口】

世田谷保健福祉センター 保健福祉課	電話 03-5432-2850 FAX 03-5432-3049	世田谷4-22-33
北沢保健福祉センター 保健福祉課	電話 03-6804-8701 FAX 03-6804-8813	北沢2-8-18
玉川保健福祉センター 保健福祉課	電話 03-3702-1894 FAX 03-5707-2661	等々力3-4-1
砧保健福祉センター 保健福祉課	電話 03-3482-8193 FAX 03-3482-1796	成城6-2-1
烏山保健福祉センター 保健福祉課	電話 03-3326-6136 FAX 03-3326-6154	南烏山6-22-14